

第1回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和4年4月25日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)
第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について
第4 議案第2号 農地法第4条の許可申請について
第5 議案第3号 農地法第5条の許可申請について
第6 議案第4号 下限面積(別段面積)の設定について
第7 その他

◎出席委員 (10名)

- 1番 菅野能弘
2番 長谷川和夫
3番 佐藤能將
4番 樋口國先
5番 加川可名子
6番 神野充布
7番 杉田文枝
8番 山下博史
9番 瓜田晃
10番 藤本博

◎農業委員会事務局

- 事務局長 山崎義典
事務局次長 中村 稔
副主幹 村田絵美

◎開会宣言

藤本会長 | ただいまの出席委員は10名出席です。全員出席です。定数に達しておりますので、ただいまから第1回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

藤本会長 | <日程第1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名委員に3番佐藤委員、4番樋口委員にご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

藤本会長 | ご異議がないようでありますので佐藤委員、樋口委員を議事録署名委員に決定いたしました。

◎日程第2 諸般の報告について

藤本会長 | <日程第2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告はありますか。

(「なし」という者あり)

藤本会長 | ありませんので、次に事務局より報告いたします。

村田副主幹 | はい、副主幹。

藤本会長 | はい、副主幹。

村田副主幹 | それでは、2ページをご覧ください。第12回総会以降の経過報告になります。3月27日美深町エクシオオンライン婚活を行なっております。こちらは農業後継者育成推進協議会のグリーンパートナー確保事業として開催しております。インターネットのZoomを活用しまして男性3名女性3名の参加をいただいております。4月13日令和4年度北部上川農業委員会協議会総会と令和4年度上川地方農業委員会連合会総会と令和4年度地区別農業委員会会長・事務局長会議が旭川市で開催されております。こちらは藤本会長、山崎局長が出席しております。25日本日、第1回美深町農業委員会総会です。第1回総会以降の予定です。5月11日美深町就農計画認定委員会が開催されます。〇〇の〇〇〇さんの第3者継承を目指しまして〇〇〇〇〇〇で事前研修を行っております〇〇〇さんと〇〇さん夫妻の新規就農予定者としての審査を行う予定となります。12日第2回美深町議会臨時会が行われます。山崎局長、中村次長が出席の予定です。第2回農業委員会総会ですが、通常ですと5月25日になりますが、田植えの時期と重なるころかと思っております。いかがでしょうか。

(日程調整)

それでは、第2回総会は5月20日に開催します。5月31日から6月1日まで令和4年度全国農業委員会会長大会及び上川地方農業委員会連合会都府県農業事情視察研修に会長が出席されます。東京で開催されます。報告は以上です。

藤本会長 | 次に事務局長から報告があります。

山崎局長	はい、局長
藤本会長	はい、局長
山崎局長	4月13日藤本会長と旭川に出張いたしましたのでその内容について報告をさせていただきます。まず北部上川農業委員会協議会総会ですが、事業計画の中では新型コロナウイルスの状況にもよりますけど道内視察研修、役員会、事務局長会議、担当者研修会等を従来どおり計画をしていくということになっています。また役員改選では新会長に剣淵町の〇〇〇会長、新監事として中川町の〇〇会長が選出されております。次に上川地方農業委員会連合会総会の関係でございます。事業計画におきましては、各種要請運動の実施、各種大会研修会の実施が承認されております。また役員改選の中では、先ほど申し上げた北部の会長となった〇〇〇会長が上川地方連の副会長に、中川町の〇〇会長は北部と同様の監事に選出をされております。最後、北海道農業会議主催の地区別農業委員会会長・事務局長会議の関係です。3点ほど説明を受けてございます。まず1点目、現在国会の方で審議中となっておりますけれども農地関連法案の内容、2点目としまして水田活用直接支払交付金の内容の見直しの関係、3点目は農業委員会による最適化活動の推進についてということで説明を受けました。この内容は先ほど申し上げましたとおり、現在国会で審議中となっておりますので可決成立、内容説明を受けた後に連絡をさせていただきたいと考えております。以上です。
藤本会長	ただいまの報告に対し、ご質疑ございますか。
藤本会長	なければ次に進みます。

◎日程第3 議案第1号

藤本会長	<p><日程第3>議案第1号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明いたしますが、本件につきましては、美深町農業委員会会議規則第16条の規定により議事参与の制限で参与することができない委員がおります。はじめに、整理番号1番を説明しますので△番〇〇委員ご退席ください。</p> <p>(△番〇〇委員退室)</p>
藤本会長	事務局より説明いたします。
村田副主幹	はい、副主幹。
藤本会長	はい、副主幹。
村田副主幹	<p>3ページをお開きください。</p> <p>議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条規定により、美深町長より決定を求められた令和3年第1号農用地利用集積計画について審議を求めます。</p> <p>整理番号1番、譲渡人、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、譲受人、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況田、面積△△、△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡の所有権移転売買です。所有権移転時期は令和4年4月26日、対価の支払期限は令和4年12月26日、土地の引き渡し時期は対価の支払日です。価格ですが、反当り田として△△△、△△△円、</p>

総額△, △△△, △△△円の売買となっております。参考資料を添付しております。1 ページ目をご覧ください。上が広域の場所の地図となっております。赤枠で囲ってあるところになります。下の図が拡大図です。この赤枠の 3 筆を今回売買されるということです。説明以上です。

藤本会長

整理番号 1 番について審議願います。
ご質疑、ご意見を賜ります。

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、整理番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長

全員賛成です。

(△番〇〇委員入室)

藤本会長

引き続き、整理番号 2 番から 13 番までを事務局より説明いたします。

村田副主幹

はい、副主幹。

藤本会長

はい、副主幹。

村田副主幹

それでは、3 ページをご覧ください。整理番号 2 番から説明いたします。整理番号 2 番、貸主、字〇〇△番地 2 〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況田、面積△, △△△㎡、こちらは賃貸借です。期間は令和 4 年 5 月 28 日から令和 14 年 5 月 27 日、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円です。続きまして 4 ページです。整理番号 3 番、貸主、字〇〇△△番地△△ 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△〇△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡、外△△筆、合計△△筆、合計面積△△△, △△△㎡のうち△△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 4 年 5 月 28 日から令和 14 年 5 月 27 日、小作料は反当り△, △△△円、年額△△△, △△△円、賃貸新規です。こちらは借主の変更となっておりますので新規としております。前借主は〇〇〇〇さんからの変更になります。

5 ページをお開きください。整理番号 4 番、貸主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況畑、面積△, △△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△△, △△△㎡のうち△△△, △△△㎡です。こちらは賃貸借継続です。期間は令和 4 年 5 月 28 日から令和 14 年 5 月 27 日、小作料は反当り△, △△△円、年額△△△, △△△円、賃貸継続です。

整理番号 5 番、貸主は整理番号 4 番と同じです。借主、字〇〇△△番地 〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字六郷 32 番 1、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 4 年 5 月 28 日から令和 14 年 5 月 27 日、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円、賃貸継続の案件です。

6 ペーになります。整理番号 6 番、貸主、字〇〇△△△番地△△ 〇〇〇〇〇さん、借主、こちらは整理番号 5 番と一緒にです。土地の所在、美深町字〇〇△△△番△のうち、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡の内△△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の内△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 4 年 5 月 28 日から令和 14 年 5 月 27 日、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円です。

整理番号 7 番、貸主、整理番号 6 番と一緒にです。借主、字〇〇△△△番地 〇

○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○さん、土地の所在、美深町字○○△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△、△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡の賃貸借です。期間は令和4年5月28日から令和14年5月27日、小作料は反当り△、△△△円、年額△△、△△△円、賃貸継続の案件です。

続きますして7ページをお開きください。整理番号8番、貸主、整理番号6番と一緒に。借主、こちらは整理番号3番と一緒に。土地の所在、美深町字○○△△△番△の内、地目、公簿畑、現況畑、面積△、△△△㎡の内△、△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡の内△△、△△△㎡の賃貸借です。期間は令和4年5月28日から令和14年5月27日、小作料は反当り△、△△△円、年額△△△、△△△円、賃貸新規ですが、こちらの案件も借主変更となります。借主変更のため新規としております。前の借主は○○○さんとなります。

整理番号9番、貸主、字○○△△番地 ○○○さん、借主、こちらは整理番号3番と一緒に。土地の所在、美深町字○○△△番△の内、地目、公簿畑、現況畑、面積△△、△△△㎡の内△△、△△△㎡、次の9ページへ続きますして外△△筆、合計△△筆、合計面積△△△、△△△㎡の内△△△、△△△㎡です。こちらは賃貸借です。期間は令和4年5月1日から令和14年4月30日、小作料は反当り△、△△△円、年額△△△、△△△円です。

続きますして整理番号10番、譲渡人、字○○△番地 ○○○さん、譲受人、字○○△△△番地△ ○○○○さん、土地の所在、美深町字○○△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△、△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△、△△△.△△△㎡の所有権移転売買です。所有権移転時期は令和4年4月26日、対価の支払期限は令和4年12月26日、土地の引き渡し時期は対価の支払日です。価格ですが、反当り△△、△△△円、総額△△△、△△△円の売買の案件です。参考資料を添付しております。2ページ目をご覧ください。上が広域の場所の地図となっております。場所としては○○地区○○○の方に行く橋のかかっているところです。○○○○○から○○○方面に向かうところの農地△筆となっております。

続きますして議案に戻ります。10ページをお開きください。整理番号11番、貸主、○○市○○△○○△△丁目△△番地△△ ○○○○さん、借主、字○○○○△△番地△3 ○○○さん、土地の所在、美深町字○○○○△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△、△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡の使用貸借です。期間は令和4年4月27日から令和10年4月26日、小作料は使用貸借ですので無償となります。こちらは継続の案件です。

整理番号12番、貸主、○○郡○○町○○△-△-△△ ○○○さん、借主、字○○○○△△△番地△ ○○○さん、土地の所在、美深町字○○○○△△△番△の内、地目、公簿畑、現況畑、面積△△、△△△㎡の内△△、△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡の内△△、△△△㎡の賃貸借です。期間は令和4年4月27日から令和9年4月25日、小作料は反当り△、△△△円、年額△△、△△△円の賃貸継続の案件です。

整理番号13番、貸主、借主、ともに整理番号12番と一緒に。土地の所在、美深町字○○○○△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△、△△△㎡の賃貸借です。期間は令和4年4月27日から令和10年4月26日、小作料は反当り△、△△△円、年額△△、△△△円の賃貸継続の案件です。説明は以上です。

藤本会長

整理番号2番から13番までについて審議願います。
ご質疑、ご意見を賜ります。

7番
杉田委員

はい、7番。

藤本会長

はい、7番。

7番

7番杉田です。11番ですが、この○○○○○さんと○さんの間で使用貸借にな

藤本会長 ご質疑等が無いようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長 全員賛成です。
よって、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 3 号

藤本会長 <日程第 5 >議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明いたしますが、本件につきましては、美深町農業委員会会議規則第 16 条の規定により議事参与の制限で参与することができない議員がおります。△番〇〇委員ご退席ください。

(△番〇〇委員退室)

藤本会長 事務局より説明願います。

村田副主幹 はい、副主幹。

藤本会長 はい、副主幹。

村田副主幹 それでは 12 ページをご覧ください。
議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条の許可申請について、次のとおりありましたので審議を求めます。
整理番号 1 番、土地所有者 字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、転用者 字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△の内、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡の内△, △△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の内△, △△△㎡。こちらは契約の種類は使用貸借、小作料は使用貸借のため無償となります。設定の期間は令和 4 年 6 月 1 日から令和 54 年 5 月 31 日まで、転用の目的は畜舎・パーク舎・堆肥盤の建設、乾燥ロール等の資材置き場、作業場及び通路の設置、転用の理由は規模拡大を図るため、畜舎・パーク舎・堆肥盤の建設、乾燥ロール等の資材置き場、作業場及び通路を建設するが、自己が所有する農業用施設用地内では設置する場所が無い隣接している当該地を申請するです。計画の内容は、畜舎で建築面積△△△. △△㎡、所要面積△△△㎡、パーク舎建築面積△△△. △△㎡所要面積△△△. △△㎡、パーク舎建築面積△△△㎡所要面積△, △△△㎡、スーパーハウス建築面積△. △△㎡所要面積△△. △△㎡、資材置き場の所要面積△△△㎡、作業場・通路で△, △△△. △△㎡、合計建築面積△, △△△. △△㎡、合計所要面積△, △△△㎡となっております。工事計画期間は許可日から令和 4 年 11 月 30 日までです。別紙参考資料 4 ページをご覧ください。上は広域の地図となります。△△線と△△線道路の間、〇△号道路沿いにこちら建築場所となります。中の図、△△△-△が全面転用と△△△-△も一部転用することとなります。下の図は赤枠内で畜舎等の配置図となります。道路から資材置き場となり中央に哺乳用牛舎が建ちます。奥の方に堆肥盤がつくというような配置になっております。資材置き場がありますけれど、堆肥盤についても作業用通路がありますし、雪捨て場を考慮して利用するように奥の方が開いてある配置の計画になっております。説明は以上です。

藤本会長	議案第 3 号について審議願います。 ご質疑、ご意見を賜ります。 (「なし」という者あり)
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
藤本会長	全員賛成です。
藤本会長	よって、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。 (△番〇〇委員入室)

◎日程第 6 議案第 4 号

藤本会長	<日程第 6>議案第 4 号下限面積の設定についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
村田副主幹	はい、副主幹。
藤本会長	はい、副主幹。
村田副主幹	それでは 13 ページをご覧ください。 議案第 4 号下限面積（別段の面積）の設定について、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積（別段の面積）の設定の可否について審議を求めます。 1. 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積（別段の面積）について、次のとおり設定する。地域は美深町全域です。下限面積は 2 ヘクタール、別段の面積は設定しない。別段の面積を設定しない理由は、2020 農林業センサスにおいて、美深町内の農家で 2 ヘクタール未満の農地を耕作している農家が全農家戸数の 4 割を下回っているため、別段の面積は設定せず、下限面積を農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する北海道の下限面積 2 ヘクタールとする、といたします。説明以上です。
藤本会長	議案第 4 号について審議願います。 ご質疑、ご意見を賜ります。 (「なし」という者あり)
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
藤本会長	全員賛成です。 よって、議案第 4 号下限面積の設定については、原案のとおり可決決定されました。

◎日程第 7 その他

藤本会長	<日程第7>令和4年度美深町農業委員会活動計画(案)を事務局より説明願います。まず、その前委に各小委員長から活動計画について報告願います。
6番 神野委員	はい、6番。
藤本会長	はい、6番。
6番 神野委員	6番神野です。農地小委員会の活動について報告します。1農用地の確保・調査活動、(1)農用地利用状況調査の実施、8月に実施します。(2)全町農作物生育調査の実施、9月に実施予定です。(3)タブレットの活用による調査活動、これは新しく始まる事業でありまして全国でタブレットを使用して農地調査を行っていきます。2農地等の利用の最適化、(1)農地流動の意向把握と担い手への利用集積の促進、(2)無断転用及び無許可の賃貸借の解消、3農地にかかる指導相談活動、(1)農地及び的確な経営移譲についての指導相談活動、(2)相続届け出義務等の周知、例年通りおおぞら22号に掲載したいと思えます。(3)無断転用防止の指導監視。以上です。
7番 杉田委員	はい、7番。
藤本会長	はい、7番。
7番 杉田委員	7番杉田です。農政小委員会の活動を報告します。1関係行政機関等への意見交換活動、(1)令和4年度農業振興施策に関する意見書の提出、(2)美深町農業関係機関等との意見交換会の開催、2農業制度に関する情報提供、啓発活動、(1)農業委員会だより「おおぞら」第23号の発行、(2)農業者年金制度の加入促進と年金相談活動、(3)全国農業新聞購読者の普及推進、(4)環境整備に関する啓発及び指導活動、ア農業用廃プラスチック及び家畜排せつ物等の定期処理の啓発及び指導、イ環境と調和し安全で高品質な農産物づくりを目指すクリーン農業の推進、3担い手育成支援活動、(1)家族経営協定の締結促進及び締結内容の見直しについての推進、(2)美深町農業後継者育成推進協議会事業の協力、4委員研修活動、(1)農業委員先進地視察研修(道外・道内)の企画実施、(2)外部講師による委員研修会の開催、5鳥獣被害対策の推進です。以上です。
藤本会長	ただいま、農地小委員会、農政小委員会の委員長からご報告がありました。何か聞きたいことがございましたらお願いいたします。ありませんか。
藤本会長	なければ事務局から説明願います。
村田副主幹	はい、副主幹。
藤本会長	はい、副主幹。
村田副主幹	それでは14ページをご覧ください。農地農政小委員会委員長から活動計画の発表をいただきまして、令和4年度の農業委員会活動計画(案)を作成しております。読み上げて提案とさせていただきます。令和4年度美深町農業委員会活動計画(案)、1活動目標、美深町農業委員会は、美深農業の将来を見据えながら、地域の実態と特性を十分に把握し、農地の確保と農地利用の最適化の推進、担い手の確保・育成を柱とする実践活動を関係機関団体と連携を図りながら推進するとともに、地域の世話役活動を通じて地位に根ざした美深農業の発展を目指す活動を推進する。2活動計画(1)農地利用の最適化推進、①遊休農地の発生防止に努める。②農地の流動化を図るため、関係機関と連携し利用調整等に努める。③農地中間管理事業の業務推進に協力する。④

農地パトロール（利用状況調査）を実施する。⑤農地の無断転用防止に向け監視と指導を行う。⑥農地税制（譲渡所得税、贈与税、相続の届け出義務等）の関係事務について適切な指導を行う。（2）担い手育成対策の推進、①新規就農、新規参入の推進。②家族経営協定の推進。③農業後継者育成推進協議会と連携しグリーンパートナー対策を推進。④農業実習生等受入れに対する支援活動の推進。⑤農業経営の法人化を推進。⑥農業者年金加入の推進。⑦簿記帳、青色申告の推進。（3）農業情報提供に取り組む、①情報提供活動に取り組む（農業委員会だより発行、全国農業新聞購読の普及）。②農地台帳と地図の整備・公表、情報の活用。③調査活動に取り組む。続きまして15ページをお開きください。（4）地域農業振興対策の推進、①生活環境の整備啓発活動を行う。農業用廃プラスチックの適正処理を推進。鳥獣被害対策について推進。②農業振興施策に関する意見書を提出する。③農業者等との意見交換会を実施する。（5）農業委員会体制の整備充実、①農業委員会総会を開催する（原則として25日）②農地・農政各小委員会を開催する（随時）③各種研修会に出席し農業委員、事務局職員の職務の資質向上を図る。④先進地視察研修を企画実施し見聞を深める。以上、今年度の活動計画案となります。

藤本会長

令和4年度美深町農業委員会活動計画（案）についてご意見を賜ります。ございませんか。

（「なし」という者あり）

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、令和4年度美深町農業委員会活動計画については原案のとおり可決し、1年間活動を進めてまいります。

藤本会長

他に委員のみなさまから何かございませんか。

藤本会長

事務局から何かございますか。
では、事務局から。局長。

山崎局長

先ほど、神野委員長からタブレットの話がありましたので、事務局として補足をさせていただきます。これは国の方からタブレットを使って、今後農地の流動化であるとか農業委員さんの活動記録等を積極的にこの端末機を利用して活動してほしいということで、今現在、町の当初予算には計上していませんが6月補正予算でタブレットの機械を3台導入する計画でございます。家庭内で使うタブレットだけではなく、外でも使用できるような通信機能を持たせたタブレットということで、その通信機導入に係る費用については10/10国からの補助金で導入することになっています。まず、タブレットを導入してどういう事に使えるのかということですが、まず農地の調査、例えば一部作付けされていないような、遊休農地、荒廃農地いろいろなものがありますけれども、そういう時にeMAFFという農地ナビゲーションこちらを使って所有者、面積等、地目を調べられるということができて、ということになっています。そういう事に活用して、先ほど申し上げました農業委員さんの活動記録を入力することができる。それと最大の目的は人・農地プランの法律を決めて、作っていかなくてはいけない、人・農地プランというのは10年後の町の農地のあり方、農地がどのようにして利用していくのかということで、1筆ごとに決めてそこを入力して計画を作っていかなくてはいけない、ということでそういうものにもタブレットを積極的に活用していくということになっております。私が話した中には各農業委員さんに深く関わりがある部分でございますので、今後先ほど申し上げました法律がきちっと通って具体的な活動がわかりましたら、こちらの方から詳しく再度説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎閉会宣言

藤本会長

以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第1回美深町農業委員会総会を終了いたします。大変お疲れさまでした。

※終了 午後2時20分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議長 会長

⑩

署名委員 8 番

⑩

署名委員 9 番

⑩